

陳 情 書 綴

(陳情第 52 号～第 77 号)

平成 28 年第 5 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 52号	原子力発電所について	1
陳情第 53号	人権侵害について	3
陳情第 54号	医療制度について	5
陳情第 55号	沖縄県議会の意見書の支持について	7
陳情第 56号	福祉医療費助成制度について	9
陳情第 57号	福祉医療費助成制度について	11
陳情第 58号	普天間基地について	13
陳情第 59号	国民健康保険制度について	17
陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項	19

(議会運営委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25

(総務財政委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 63号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 64号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	37

(市民人権委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29

(健康福祉委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 63号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 64号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	37

陳情第 65号	児童発達支援センターの充実について	43
陳情第 66号	子ども・子育て支援新制度について	45
陳情第 67号	公共料金の値下げについてのうち本委員会所管分	49
陳情第 68号	視覚障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分	53
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	55

(産業環境委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 63号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 64号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	37
陳情第 70号	大企業への優遇策について	57

(建設委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 63号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 64号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	37
陳情第 67号	公共料金の値下げについてのうち本委員会所管分	49
陳情第 68号	視覚障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分	53
陳情第 71号	近畿大学医学部附属病院について	59

(文教委員会)

陳情第 60号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 61号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第 62号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 64号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	37
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	55
陳情第 72号	障害児施策の充実について	61
陳情第 73号	放課後施策について	63
陳情第 74号	放課後施策について	65
陳情第 75号	放課後施策について	69
陳情第 76号	放課後施策について	71
陳情第 77号	放課後施策について	73

原子力発電所について

陳 情 者 横浜市中区
荒 木 實

陳情の内容

2016年8月24日。北朝鮮が、潜水艦による深い深度からのミサイル発射に成功した、と報道されました。北朝鮮も、世界を破壊する力、世界の生存を手中にした、という事実が報道された、という事でしょう。日米に手だしは出来ません。抑制できるのは中国・ロシアでしょう。ただ云えるのは、結局、世界はなにも出来ない、という事ではないでしょうか。世界は、実質的に「チキンゲーム」の世界に入りました。チキンゲームとは、ピストルに一発の実弾を込めて、順番に回し、一人一人が、自分のこめかみに当てて、引き金を引く、究極の度胸試しのゲームです。現時点、真の軍備を握っているのは、核兵器とミサイルを保有する国の権力者、それこそ数人です。この数人の手の中に、人間という生物種を含め、地球生命が握られているのです。北朝鮮の潜水艦からのミサイル発射成功の報道に戦慄を覚えるのみです。緊急提言します。日本の全ての原子力発電所の活動を停止し、日本の全ての核燃料を東京都下のはるか南の鳥島に運び、鳥島の地下に埋蔵する事を求める意見書を貴市議会において採択して頂き、国へ要請して頂くよう陳情します。

この提言が実現すれば、ミサイルによる脅威を失くす事が出来ます。地球温暖化を防ぐためには、化石エネルギーから原子力エネルギーへの転換が必至ですが、ミサイルを失くす、軍備を失くす事が出来ない以上、エネルギー転換、温暖化への対応は不可能です。日本政府が提言を行動に移すなら、世界に対し、大きな説得力を発揮するでしょう。世界は軍備を失くさねば生存出来なくなっている事実を、世界中に語りかける事になります。地球社会建設への道を開く事になります。生存へ、核被害を防がねばなりません。

8月27日。福井県高浜市・高浜原発の苛酷事故を想定し、原発から半径30キロ圏内に入る住民らが、県外に避難する広域避難訓練が行われた。昨年12月に国の原子力防災会議で了承された広域避難計画に基づく訓練。関係者らほぼ10,000人が参加した。訓練は午前6時ごろに、若狭湾沖で震度6弱以上の強い地震が発生し、高浜原発の全交流電源が喪失したとの想定。－8月27日付け、毎日新聞夕刊より－

日本政府は、北朝鮮のミサイル開発の順調さを知っており、原発へのミサイル攻撃の脅威をわきまえ、反原発の世論形成など、それなりの準備・対応をしてきた、という事でしょう。今回の高浜での訓練。地震を名目にしてはいますが、考える方々には、その訓練の意味が、すでに見えている事でしょう。私が緊急提言しなくとも、政府は準備しているのではないのでしょうか。核燃料が遠距離に置かれれば、直近の被害はないでしょうから。

核被害。責任者はいませんし、誰に責任を問う事も出来ません。戦争被害に誰かの責任を問う事の無意味さは、先の大戦で明らかにされています。全人類の責任です。核被害が人類を滅ぼす可能性がありますが、全人類の責任となれば、仕方のない事かもしれません。

生き立ちが人の性格を決定づけ、相互の無理解・喧嘩に繋がるように、国にも生き立ちがあり、それぞれが違う性格を決定づけられます。国際社会という国家間の生存競争の世界で、核廃絶・軍備を失くす・戦争を失くす事は不可能です。軍拡が進行し、人間と云う生物種の自滅は必然です。資本主義の原則・市場原理。強者が弱者を詐取し、格差社会が拡大する進行は必然です。私達は地球で生きています。国は地球の一部でしかありません。その「国を守る為」という言葉によって軍拡が進行しています。北朝鮮の行動は「国を守る為」という言葉によって行われ、世界を自滅の危機に追いやっています。原爆破裂以来、71年、人類世界は「市民と軍備の闘い」が実態です。この闘いは言葉と言葉の闘いです。軍備側の言葉は「国を守る為」「自由競争」「資本主義・共産主義」等です。市民側は「宇宙船地球号を守らねばならない」「軍備・戦争を失くし、核廃絶を実現しよう」「宇宙船地球号を守れる社会体制・地球社会を建設しよう」「地球で生きている全市民の人生の保障技術の開発」「社会の基本は助け合いです」。まだ、この闘いに勝てる可能性はあります。

受理年月日 平成 28 年 9 月 8 日

人権侵害について

陳 情 者 東京都港区
NPO 法人 日本法輪大法学会
関西代表 大 西 智 之

中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため
日本政府の正義の行動を要請する意見書提出を求める陳情

陳情の内容

中国の伝統的な気功修煉法・法輪功（ファルンゴン）は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にも良い作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で中国国内だけで7千万から1億人の愛好者がいました。法輪功は組織性も政治的活動もなく、全くの個人修煉ですが、愛好者の数が共産党員数を上回ったことから、当時の江沢民国家主席はあらぬ危機感を抱き、1999年7月、法輪功に対して不当な大弾圧を発動しました。

以来、数十万人の法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けています。

なかでも最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者です。その実態は、カナダの元国会議員と人権弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によって明らかとなり、その後の調査で、臓器の強制摘出が中国国内で今なお行われていることが判明しています。

中国共産党政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州等の海外諸国ではそれを強く非難する議案が議会で可決されており、我が国も一刻も早く正義の行動を起こすことが求められています。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきです。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに法輪功を誹謗中傷する捏造文章を掲載するな

ど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害がここ日本において公然と行われており、このような行為は決して許されるものではありません。

以上の実情から、次の事項を陳情いたします。

<陳情事項>

次の A、B、C 各号の実現のため、貴議会から日本国政府ならびに関係機関に意見書を提出していただきたく、ここに要請いたします。

- (A) 中国共産党政府による法輪功愛好者に対する身体拘束と拷問、ならびに法輪功愛好者およびその他の良心の囚人からの臓器強制摘出を公に非難するとともに、即時停止するよう中国政府に求める。
- (B) 日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行う。
- (C) 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館ならびに中国政府に求める。

本件の特殊性から、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長、警察庁長官に提出していただきますよう、お願いいたします。

受理年月日 平成 28 年 9 月 15 日

医療制度について

陳 情 者 堺市西区

大阪府保険医協会堺支部

支部長 杉 本 恵一良

堺市西区

大阪府歯科保険医協会堺・高石・和泉地区

地区責任者 山 上 紘 志

さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、
慎重な審議を行うことを求める意見書採択の要請

陳情の内容

2014年度から、70～74歳の患者窓口負担は段階的に2割負担に引き上げられました。政府の今後の計画では、75歳以上の患者（後期高齢者）の窓口負担の2割化や、高齢者の高額療養費の上限の引き上げ、受診時定額負担の導入、市販類似薬の保険はずしなどの患者負担増の政策の導入が検討されています。

2014年、2015年に大阪府保険医協会・大阪府歯科保険医協会が行った「受診実態調査」では、経済的理由によって受診を抑制する患者の姿が浮き彫りになりました。

経済的理由によると思われる治療中断の事例の有無を聞く質問に対して、約6割の診療所・歯科医院が「あった」と回答しています。また、医療費負担を理由に検査や治療を断われた事例を経験した診療所で約半数、歯科医院も約4割あります。政府で検討されている「75歳以上の患者負担の2割への引き上げによる影響」については、8割近い医師・歯科医師が「受診抑制につながる」と考えています。

これ以上の患者負担増は、さらなる患者の重症化を招き、国民の健康状態の崩壊やさらなる医療費の増大にもつながりかねません。

つきましては、患者・国民負担を強いる法律実施の具体化の審議が今後されることを踏まえて、意見書を国に対して採択いただけないでしょうか。ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 平成 28 年 11 月 11 日

沖縄県議会の意見書の支持について

陳 情 者 箕面市

基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会

共同代表 芳 沢 あきこ

沖縄県議会の〈米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書〉を
支持する意見書提出に関する陳情

陳情の内容

議長並びに議員各位の日ごろのご献身に感謝申し上げます。

さて沖縄県では、2010年1月の名護市長選、同じく2014年1月の名護市長選、同9月の東村議員選、同11月の沖縄県知事選、同12月の衆議院選、2016年6月沖縄県議選、同7月の参議院議員選において、辺野古新基地建設反対、米軍基地の県内たらいまわし反対を公約に掲げる候補が大勝しております。この事実が明確に示す通り、「これ以上米軍基地はいらない」という沖縄県の民意は揺るぎないものです。この民主主義の大きな根幹を尊重するのはいかなる国でも、いや国であるからこそ当然のことだと存じます。この尊重なしに民主主義国家は成り立ちません。

しかるに現在国が沖縄県東村高江でしていることは、

1. オスプレイパッド建設ということを当初から隠し続けて、建設直前に米軍のオスプレイ配備を黙認した。高江住民には何の説明もない。当初の計画と違うので当然すべきアセスのやり直しもない。環境の保全対策もない。
2. 警察法、自衛隊法に反し県外からも多くの機動隊や自衛艦・自衛隊ヘリを動員し、環境と暮らしを守る人たちを暴力的・強制的に排除したり、自由人に当然付与されている通行の自由を妨げたりという民主主義国家、法治国家にあるまじきことを強行している。この事例はネットでも容易く確認することができる。
3. 10月19日、大阪府警から派遣された機動隊員が、公務中にヘリパッド工事に反対している沖縄県民を「土人」「シナ人」と罵倒した。そして松井大阪府知事はこの該当機動隊員を「ご苦労様」とねぎらった。ここには沖縄県の歴史に無知で、人権感覚もない公務員と知事が、個

人間の軋轢にすり替えるという非常識がある。さらに日本国憲法はすべての国民に抵抗権と表現の自由を保障しているが、それをも尊重せず、公私の区別もつけられない公務員と知事の職責に対する無責任さに驚く。沖縄県民は過去幾多の差別、罵倒に耐えてきたが、これは決して看過できるものではない。

ご存知のように沖縄県は、本土防衛の捨て石として過酷な地上戦を経験させられました。戦後も日米両政府の思惑により 27 年間米軍の圧政下におかれまして。県民の懸命な努力により 1972 年日本国憲法下の祖国に復帰した後も、縮小されるはずの米軍基地は 50% から 75% に増え、今日でも日本国土の 0.6% にすぎない沖縄県内に 74% も存在しています。故に、米軍基地由来の強姦、墜落事故、犯罪が絶えません。この 4 月 28 日に米軍属による 20 歳の女性の強姦、殺人、死体遺棄事件は 1995 年の 3 人の米兵による少女暴行事件と並ぶおぞましい事件として永久に県民の記憶に残るでしょう。しかもそれは特筆されるものでもなく、表に出ない事件が多々あるということも知っててください。

安保条約で国民等しく負担すべき米軍被害を、基地が密集するが故に他県の何百倍も負っている沖縄県が、「これ以上の基地負担はごめんだ、かけがえのない自然を壊して子々孫々に残すことはできない」というのは当然のことです。

民意を土足で踏みつけるような政府の姿勢は、広く民主主義の破壊に関わるものであり、また 2000 年発効の「地方分権推進法」の趣旨にも添わないものです。これを黙認することは近代国家の根幹である民主主義と法治主義、地方自治の尊重・保障を揺るがすものだと考えます。従って沖縄県議会の意見書を尊重するよう貴議会からも政府に提言して下さるよう心からお願い申し上げます。

受理年月日 平成 28 年 11 月 11 日

福祉医療費助成制度について

陳 情 者 堺市東区

堺障害児者団体連絡協議会

代表 千 田 勝 夫

福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書について

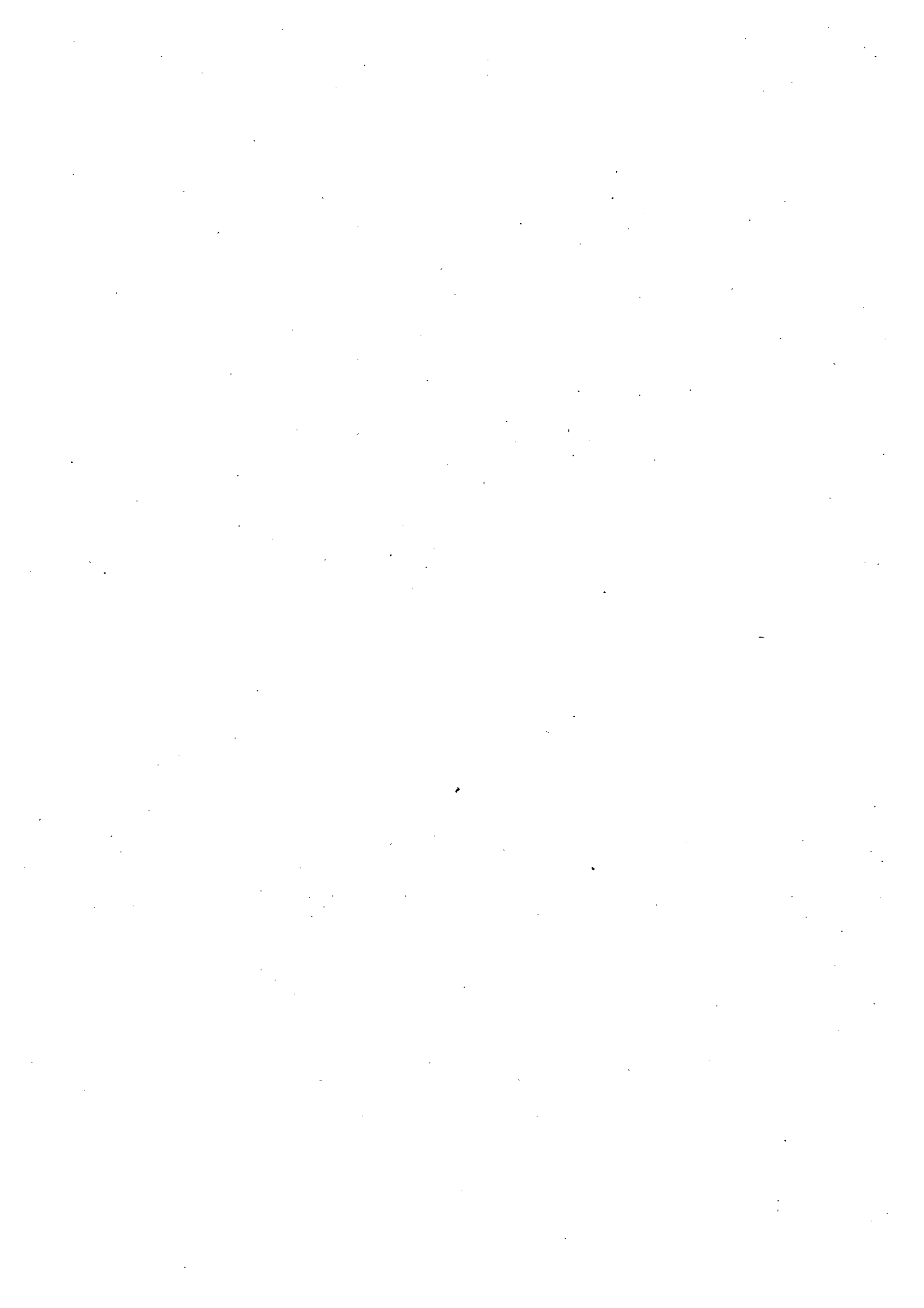
陳情の内容

大阪府は「福祉医療費助成制度に関する研究会」を立ち上げ、報告書を公表し、報道もされているところです。このなかで、利用者負担が引き上げられる内容に私たちは危惧をしています。障害のある人の多くの方は障害基礎年金が主たる収入となっておりその生活は厳しいものがあります。障害のある人たちには、継続的な医療の必要のある人が多く、また人によっては複数の診療科の受診が必要な人もいます。また加齢・高齢によりこれまでになかった疾病が健常者に比べ早い段階で現れたりすることもあります。そのような状況において、「福祉医療費助成制度」は、安心して医療を受けられる「命綱」のような大切な制度です。

これまでも私たちは障害のある人たちの医療の充実をもとめ、医療助成制度については、障害の「中度・軽度」の人に関しても対象を広げてほしいと要望してまいりました。「中度・軽度」の人には障害年金2級の人が多く、その生活は一層厳しく、しかも継続的あるいは突発的な医療にかからなければならない人がいます。医療費に心配することなく安心して受診できる制度を要望します。

このたびは、大変重要な助成制度の検討を拙速な引き上げの方向にならないようぜひ堺市からも意見書を上げていただきますことを強く要望するものです。ご検討をよろしく願いいたします。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日



福祉医療費助成制度について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会
高 本 英 司

大阪府福祉医療費助成制度の患者負担増に反対し制度の拡充を求める「意見書」採択の陳情書

陳情の内容

向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

さて、大阪府では福祉医療費助成制度に関する研究会の報告書に基づく制度の見直しで、患者負担の引き上げなどが検討されています。現行の制度では、1回の通院につき500円以内の患者負担で医療が受けられます。しかし、見直し案では新たに調剤薬局でも患者負担（上限500円）が必要になり、1回の通院における負担が最大2倍となります。また月額上限も引き上げられ、1医療機関あたり1千円の上限は撤廃されます。これでは受診が必要な人ほど負担が何倍にも増えることになります。

10月11日、大阪府は「大阪府子どもの生活に関する実態調査」の結果を公表しました。その中で、経済的な理由で子どもを医療機関に受診させられなかった経験があると答えた保護者は1.8%にのぼっています。また、府内母子家庭の約半数は総収入が「150万円未満」（H26年実施「第3次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に係るアンケート調査」）といった経済状況であり、ダブル・トリプルワークを余儀なくされるという苦しい生活実態です。今回の見直しは、大阪経済の低迷や国による患者負担の引き上げに苦しむ府民にさらに追い打ちをかけるものです。その上、府下の全自治体が上乘せ助成を実施している子ども医療費助成制度の財政に大きな影響を与えます。

大阪府に求められているのは、福祉医療費助成制度を抜本的に拡充し、苦しい生活実態にある市民を守る防波堤の役割の発揮です。

つきましては、意見書を大阪府に対してあげていただきたく存じます。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

普天間基地について

陳 情 者 堺市北区
豆 多 敏 紀
堺市堺区
松 永 直 子
堺市西区
竹 林 隆
堺市南区
塚 本 美津子
堺市南区
土 井 武 文
堺市東区
井 上 美紀子
堺市北区
井 前 弘 幸
堺市北区
當 内 健 利
堺市北区
若 宮 八十英

米軍普天間基地及び米軍北部訓練場内（東村高江周辺）ヘリ（オスプレイ）パッド（着陸帯）建設をめぐる沖縄の人々の強い民意（①普天間基地の5年以内運用停止〔2019年2月期限〕②同基地の速やかな閉鎖、返還③辺野古新基地建設を含む沖縄県内への「移設」反対④高江周辺へのオスプレイのための着陸帯建設中止、計画撤回）を受け止め、政府に対し、従来方針の「辺野古が唯一」「高江ヘリ（オスプレイ）パッドの年内完成」をいったん留保の上、全国の自治体参加など全国的な論議、協議の中であらゆる方策を検討し、沖縄の人々と全国の市民の多くが納得できる解決をめざすよう政府に強く働きかけるとともに、堺市が「当事者の一人」として全国的論議に積極的に参加、取組みを強めることを表明する決議を採択するよう求めることに関する陳情

陳情の内容

全国に存在する米軍専用基地のうち約75%が全国面積の0.6%にすぎない沖縄に集中しています。また、沖縄県の面積に占める米軍基地比率は10.2%、本島に限れば18.4%にも上り、米軍が一時的に使用できるだけの自衛隊基地も含め「米軍基地」面積が全国1位とされる北海道の道面積に占める基地比率が0.5%にすぎないことを見れば、沖縄県の基地比率が全国でも突出しており、もはや異常と言える実態であることを示しています。さらに、米軍専用基地の多くは、普天間基地がそうであるように米軍海兵隊基地であり、本土で不要、不適とされた海兵隊基地が沖縄に「移設」されたという経緯も少なくなく、本土と沖縄の不均衡、不平等な状態は是正されることもなくいっそう拡大されてきたのです。

しかも、この沖縄の基地集中は、「沖縄県民は自ら基地を提供したことは一度もない」「銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によってつくられた」（翁長雄志沖縄県知事）にもかかわらず、「全国の住民の平和な生活のため」を名目に政府の政策によってもたらされているのです。沖縄の人々がこの政府の政策に対して、理不尽であり、全く納得できないとするのは、民主主義社会に生きるものの当然の思いです。

すでに沖縄の人々は一昨年、「辺野古新基地」が重大な争点となったすべての沖縄県内地方選挙や国政選挙において、全く基地削減を意味しない「辺野古新基地建設」に対して、明確に反対の意志を表明しました。また、本年6月の沖縄県議選、7月の参議院選挙においても、この意志に全く揺るぎがないことを一層明確にしました。さらに、元海兵隊員の米軍属による女性虐殺事件は、基地が犯罪の温床であり、基地削減、撤去、日米地位協定の根本改定が沖縄の人々の「これ以上待てない」要求へといっそう高めました。もはや、沖縄の人々の「基地削減」への強い民意は揺るぎないものとなっており、だれもその事実を否定できるものではありません。

にもかかわらず、日本政府は沖縄の人々の強い民意を蹂躪することを止めようとはしません。参議院選挙の翌日には、高江ヘリパッド建設工事に強行着手し、抗議する市民を全国から動員した500名以上の機動隊による暴力で激しい弾圧を繰り返しています。この弾圧の中で、大阪府警の機動隊員が抗議する市民に対し、「土人」、「シナ人」という許しがたい差別発言を行う事件が発生しました。しかも、この明らかな差別行為を大阪府知事が擁護するに至っては、私たち大阪府民のだれ一人として今起こっている沖縄での出来事に無関係ではいられないことがいっそう明らかになりました。

沖縄の人々の民意を無視したり、「全体のため」をたてにこの民意を押しつぶすことは、「基地集中」の現実と合わせ、差別と言わざるをえません。差別の放置は人権侵害であり、差別を放置したままの「安全保障」論議などあってはならないのが民主主義社会の常識です。

こうした観点に立つとき、今日の沖縄の普天間基地や米軍北部訓練場内ヘリパッド建設などをめぐる問題は、「沖縄の問題」ではなく、また、中央政府と沖縄県の地方自治の問題にとどまるもの

でないことも明らかです。一地域に強いられた差別事態の当事者は全国の地域と住民であり、その責任と差別解消責務は、第一義的には政府に、そして全当事者にあります。堺市民と堺市議会、行政はまさに当事者です。

今、当事者の一人である立場から、堺市議会が、国に対し、沖縄の人々に強いられてきた差別事態解消の最初の作業として、標題の『米軍普天間基地及び米軍北部訓練場内（東村高江周辺）ヘリパッド（着陸帯）建設をめぐる沖縄の人々の強い民意（①普天間基地の5年以内運用停止〔2019年2月期限〕②同基地の速やかな閉鎖、返還③辺野古新基地建設を含む沖縄県内への「移設」反対④高江周辺へのオスプレイのための着陸帯建設中止、計画撤回）を受け止め、政府に対し、従来方針の「辺野古が唯一」「高江ヘリ（オスプレイ）パッドの年内完成」をいったん留保の上、全国の自治体参加など全国的な論議、協議の中であらゆる方策を検討し、沖縄の人々と全国の市民の多くが納得できる解決をめざすよう政府に強く働きかけるとともに、堺市が「当事者の一人」として全国的論議に積極的に参加、取組みを強めることを表明する決議を採択するよう求めること』を陳情します。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

国民健康保険制度について

陳 情 者 堺市西区

堺市国民健康保険をよくする会

会長 菅野 泰介

堺市生活と健康を守る会

堺北・堺東・堺南・美原狭山民主商工会

堺区・北区・東区・美原区・西区・中区・南区・年金者組合各支部

社会医療法人同仁会

堺北診療所

北野田診療所

国民健康保険の保険料・減免制度を「府内統一化」はせず
堺市の実情をふまえた制度を維持するよう求める陳情書

陳情の内容

私たち「堺市国民健康保険をよくする会」は、市内を拠点とする中小業者や市民団体、医療従事者等が参加し、行政や市議会、国保運営協議会等にむけた運動、傍聴などに取り組んでいます。また、各行政区で日常的に国保問題での学習会や相談活動などを行っています。

さて、2018年度より国保の財政運営の主体が都道府県に移行することに伴い、制度の変更や各市町村との協議が進められています。大阪府は「広域化調整会議」で保険料や減免制度の統一化をはじめ、法定外繰り入れの解消といった取りまとめを打ち出しました。このような方針は国が義務付けたものではありません。法定外繰り入れを無くせば確実に保険料は上がり、「高すぎる国保料を引き下げて欲しい」という市民の切実な願いに逆行します。しかも大阪府はこの方針に従わない自治体へはペナルティも検討しており、地方自治を否定するこのような強権的「指導」は国保行政を歪め、加入者いじめにつながります。

国保制度の「府内統一化」でなく、堺市民の厳しい生活実態に応じて、独自の制度を維持・発展させていく方向で意見採択をして頂きたいと期待いたしております。

すでに大阪府下でも和泉市、吹田市が「府内統一化」問題で意見書を採択しています。

市長をはじめとする議会の皆様には大変ご多忙の折とは存じますが何卒ご理解を賜り、他の公的医療保険と比べて重い負担となっている国民健康保険制度の改善に向けて一層のご尽力をよろしく
お願い申し上げます。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表者 長川堂 いく子

浅 井 富美子

滝 口 和 美

擘 道 和 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から後期高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また平和都市宣言を持つ自由と自治の政令市堺として、国家の在り方が国民のいのちと暮らしにとって危機的な状況に向かうことを牽制する役割があると確信します。また国会の衆・参議院の改憲勢力が3分の2を占め、しかし安倍政権の下での改憲は望まないという国民の声が多くあります。どんな状態においても戦争に加担することを禁じた平和憲法を守ることが最優先されます。原発再稼働への動きに対しても市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては、国に要求するべきは要求し、地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための市政として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願ってここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 戦争法(安保法制)は日本国憲法に真っ向からそむく違憲立法です。憲法学者など広範な人々から憲法違反という批判の声があります。戦争への道にすすもうとする日本に対し、平和

と国民のいのちを危険にさらすこのような法律を認めることはできません。

戦争法を廃止にと平和を願う多くの市民の声に応え、堺市議会として、「安全保障関連法」に関する意見書を国に提出してください。

議会運営委員会審査分

2. 「広報さかい」の議会のうごきについて、議会での提案についての各会派や議員の賛否なども知らせてください。
3. 今問題になっている百条委員会についてその内容を市民に知らせてください。政務活動費の使用について議会事務局でチェックできなかったのでしょうか。あまりにもずさんで悪質な公金の使用です。
4. 市議会において議論中にも関わらず各陳情の当局の回答が出ていました。これはおかしいのではないのでしょうか。

総務財政委員会審査分

5. 都市内分権をすすめていくために、堺市と市民がともに作る住民自治のルールが必要です。堺市は自治都市として、住民自治が活かせる「自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、一歩踏み出してください。
6. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の内容のさらなる充実を求めます。
7. 公的な施設や区役所等の窓口業務の指定管理者制度や事業委託といった公の責任逃れて民間事業のノウハウを活用するとは一体どういうものなのでしょう。仮に住民サービスが向上したのなら具体的にどのようなことが回答してください。この間の報道などから考えると市税金の無駄遣いは住民サービスに費やす費用や職員の人件費以外にあるのではないのでしょうか。
超高齢者社会や財源の不足を口実にした施策・事業見直しが、この間堺市においてもすすめられています。前回御回答の「経営資源である要員」という言葉からは低賃金・過密労働下の職員の方の厳しい姿が浮かびます。公の責任を今一度確認し、市民第一の行政をすすめてください。
8. 国が決めた「マイナンバー制度」の導入は住民の理解も十分ではありません。堺市におきましてはできる限りこの制度を使わなくてもいいようにしてください。今後登録も義務化されると聞いています。個人情報の流出もありましたが、外部への流出がないように厳重な規制を作りチェック体制を徹底してください。
9. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じた組織的な勧誘や高校生のある家庭への訪問、勧誘など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として「堺まつり」のパレードの自衛隊の参加や広報「さかい」に自衛官募集の掲載など、若者が戦闘に加担する

事態になりかねない自衛隊員の勧誘、広報はしないでください。

市民人権委員会審査分

10. 日本全国、どこでも起こっている地震、又それ以外でもあらゆる災害が増えています。災害の歴史的事実を知らせて市民が危機管理意識を持てるよう広報に載せてください。
11. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映できるものとして議論されていると期待しています。各区の特性をいかした町づくり、その地域に誇りを持ち、地域力を強めるためにも区民の声を聞ける場は大切です。その上で市民目線で市全体の施策に反映するように期待します。各区の議論がホームページでなく、市民の誰もが理解できるよう、引き続き知らせる方法を工夫してください。
12. 地域の社会活動に参加したいと願う人々にとって、近くに低料金で集まれる会場が少ないのが現状です。「男女共同参画交流のひろば」を各区につくり、もっと多くの人気が気軽に利用できるような具体的な計画を示してください。
13. 戦争法や集団的自衛権行使を容認するなど、自衛隊が南スーダン・PKO 自衛隊派遣に反対します。国に対して堺市として反対してください。
14. 憲法を生かし、平和と民主主義、地方自治を守る非核平和の堺市をつくるために核兵器のない世界の実現にむけて「非核都市宣言」をした堺市として、今後も核兵器廃絶を世界にむけて発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせ、風化させない取り組みを企画、発信して市民に知らせる努力をしてください。
15. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。「日本国憲法」や特に「憲法9条を守ってほしい」という声が多くあります。日本があらゆる戦争にかかわることのないようまた人権も尊重する立場で「日本国憲法」「憲法9条」を堅持する立場を国に示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように国に対して、市としての態度を明確化してください。
16. 堺市ではソフィア堺に設置されている「堺市立平和と人権資料館」や他にも戦争に関する取り組みをされています、引き続きの取り組みをお願いします。非核・平和の大切さを知らせる取り組みを強めてください。他にも市民が利用しやすい場所に資料館を設置することも検討し実現してください。
17. ソフィア堺において平和ゾーンをさらに充実させ、戦争の悲惨さや特に堺大空襲の実態を次世代に知らせ引き継いでいくことが必要です。堺大空襲の悲劇の実態を知らせるジオラマ、ファンタビュー～ミヨちゃんの家族の1日～は臨場感が伝わりにくのでDVDを常時、上映する、小・中学校での教材として利用するなど次世代へ知らせる工夫をしてください。

健康福祉委員会審査分

18. 子ども医療助成を18歳まで引き上げてください。子どもの貧困が社会的問題となり、子育て世帯での格差も大きくなっています。子どもの医療費も窓口負担をなくし、無料化にすることで病気を未然に防ぐこととなります。「子育ての町・堺市」として早期に実現するよう努力してください。
19. 社会保障を充実させる為にと2000年に出来た介護保険制度は数年ごとに制度が見直され、保険料のアップなど改悪され、保険あって介護なしの状態となりつつあります。又老々介護も増えています。人間らしい生活が出来るように国に対して要介護2までの保険外しなど国のさらなる改悪案に反対してください。
20. 要支援1、2の人の訪問介護・デイサービスが介護保険から市町村事業（総合事業）に来年4月から移行されようとしています。要支援者の在宅生活を支えるため、現行の専門職による安心・安全な従来のサービスが利用出来るようにしてください。多様な主体によるサービスの提供によりサービスの質が低下せず、より充実させて下さい。訪問介護やデイサービスが介護保険からはずされることがないように市独自の予算をつけてください。
21. 介護職員が安心して働き続けることができるようにしてください。市民が介護を安心して受けられるように介護事業へ、市独自の予算をつけてください。
22. 堺市の国保料は毎年少しずつ引き下げられた事は喜ばしいことです。市民の健康意識や健康寿命を延ばす為、病気にならないよう予防対策に力を入れてください。講師を派遣しどこの町会でも月2～3回予防対策講座などを行いその結果も検証して広報で知らせてください。
23. 公立保育所の幼保連携型認定子ども園への移行問題について、保護者はその内容や実態がわからないままです。保育の質が担保されないこのあまりにも拙速なやり方を見直してください。
24. 働く女性を支援するために、公立保育所をなくさず、保育の質が担保されるようにして下さい。認定子ども園でなく、認可保育所を残して下さい。また保育者1人あたりの子どもの担当の人数を減らし、保育者が働き続けられる保育環境を確保してください。
25. 堺市の幼稚園・保育園・保育所を認定子ども園に移行すると聞きました。工事など子どもに与える影響は大きいと考えます。移行の際の子どもへの対応はどのようにお考えでしょうか。

産業環境委員会審査分

26. 4月から電力の小売り全面自由化が進められています。地球温暖化をストップするためにも再生可能エネルギーを使えるように、研究し積極的に取り組んでください。
27. シャープへの公金支出は、堺の土地を使い、インフラを利用している外国資本の多国籍企

業に税優遇を続けるというということです。裁判では自治体の長の裁量権にあるとされましたが、優遇税に対する堺市の見解は市民としては納得できません。市自らこの不公平なSDP社に対しての減税を即刻やめてください。その分市民の暮らしや社会保障・中小企業支援に使ってください。また私たちが回答を求めているのは当初決められた元シャープ堺工場（現在SDP社）に関してです。補助金を出しているならその年度ごとの報告も出すべきです。市当局と議会の英断を求めます。

28. TPP 批准は農林水産業や医療・保険・雇用などあらゆる産業に影響があります。国会でのまともな審議なしに、又国民への説明もないまま批准しないよう国へ反対の声をあげてください。

建設委員会審査分

29. 堺市は大阪府の水道事業の民営化に反対し、堺市も民営化の道は歩まないでください。独自水源をもたない堺市は大阪市の民営化に従わざるを得ない状況に追い込まれようとしています。水は命そのものです。

文教委員会審査分

30. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

(1) 全員喫食を基本とした中学校給食を実現させてください。給食費については他市に比べて高いので、堺市として単価を下げ、月 5,000 円以内としてください。中学校給食を就学援助の対象にしてください。

(2) 教育現場では子どもの不登校、いじめ、暴力等が増え、教職員は様々な対応に追われ、その忙しさに子どもたち一人ひとりをみる余裕がありません。未来を担う子どもたちのために、平成 29 年度の権限移譲に向けて、堺市独自で小・中学校の学級定数を全学年 35 人にして、そのためにも教育予算の充実と増額を要望します。

(3) 長年培ってきたのびのびルームの運営をプロポーザルで事業所に委託するのは止めて下さい。

(4) 義務教育は無償であるべき立場に立って、学校教育にかかる保護者負担を減らしてください。

(5) 大阪府が実施しようとするチャレンジテストは高校進学のための評価を知るものです。中学校に格差をつけ、そのテストで生徒も大きく評価され、日々学び、成長していく生徒の実態を知るものではありません。堺市としても大阪府に対してチャレンジテストを反対してください。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

権力を振るう暴力よりも善人の沈黙の方が恐ろしい話です。最大の悲劇は悪人の暴力ではなく善人の沈黙である。沈黙は暴力の陰に隠れて、いじめは目に見えて増えています。

国から地方に配分される地方交付税をめぐって財務省が、算出の根拠となる財政計画の歳出見直しが実際の歳出額よりも多いように、総務省は、来年度の予算編成をする見通しです。平成 25 年、6000 億円ほどの地方交付税が余分に配分されることになった。国は歳出見通しの見直しを求めている。堺市は、社会保障費用の増加など踏まえ、自由分の額の確保を求めて、来年度予算編成を行っています。又、堺市には、熊本県地震、鳥取県地震を教訓とした南海地震、津波対策を求め、又、子ども達の命を守るため陳情をしました。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 堺市議会の各委員会視察は、どこに何を視察に行っているか市民に知らせてください。
2. 堺市議会議員による不当な口利きを防ぎ、議会と行政の信頼性を確保するために、議会が率先し、条例化するなど、記録制度を設けてください。談合や汚職事件が、不正の未然放止めるために、導入を進めるべきです。

総務財政委員会審査分

3. 職員の不祥事、個人情報流出事案が occurred。職員の不祥事、個人情報の漏えいはもうありませんか。
また、民間企業と同様に職員は責任をとるべきです。公務員は憲法を遵守し、市民に奉仕をすることが使命です。市民にわかりやすい、市民目線での情報発信をお願いします。
4. 行財政改革について堺市は、GDP の 2020 年数値目標を、何兆円と設定し、行革を行っていますか。堺市は、その目標に向けて、何しますか。また項目を市民に、知らせてください。

堺市も財政改革のため、第3セクターをはじめとした施設の維持費について、将来世代に負担を残さないよう、責任をもって運営してください。

5. 堺市職員で育児休暇を取得した人は何人ですか。育児休業は妻が出産から、子が3歳なるまで、女性だけが育児を行うものではありません。

男性の人も子育てを出きるかぎり行うべきです。早く、子育ての街の政策を進め市民にその内容を知らせてください。すみやかに、政策を進めて下さい。

市民人権委員会審査分

6. 堺市危機管理室は市民の安全・安心のため、福島県の原因事故の現地を視察して、本市の危機管理対策に役立ててください。福井県の原因、府の水がめである琵琶湖など、テロの脅威となりうる施設がたくさんあることから、テロへの対策を進めてください。
7. 区民評議会を初めとした市民との協働の取り組みは、市民の声を反映したまちづくりを進めるためにあるものです。その協議内容を広く市民に知らせてください。
8. LGBT、障がい者に対する差別が増えています。同性愛や性同一性障害などのいわゆる、LGBTの暮らしやすい社会づくりを進めてください。証明書発行などで、住みやすい街にしてください。障がい者に対し堺市は、学校や役所でのいじめをしないでください。相談窓口の設置を進めてください。

健康福祉委員会審査分

9. 国が行っているジェネリック医薬品の利用促進に関して、堺市も取り組みを進めてください。生活保護者が利用するジェネリック医薬品はいくらか教えてください。
10. 社会福祉協議会、民生委員について。
三原台府営住民では、一部の住民しか知らない文章が10枚あります。これは住民を差別しています。また、個人情報の漏えいや登録をごまかしているケースもあります。これは民生委員の範囲を超えています。社会福祉協議会は弱い人を助けるまちづくりを進めてください。
11. 健康福祉プラザの維持管理費用4億円は高いと思います。なぜこのような高額になるかわかりやすく回答してください。
12. 堺市は、民泊に関する条例をこしらえてください。闇民泊を減らすことが課題です。府営団地、市営団地でも疑いがあります。
13. 堺市では、1歳未満の幼い子どもが、ベッド、布団などで死亡する事故がありました。堺市は子育ての街を標榜しています。保健所や各区役所で指導してください。国では、5年間に160人が亡くなりました。専門家は、ベビー用寝具に寝かせるよう注意しています。堺市でも周知・対策をよろしくお願いします。

産業環境委員会審査分

14. 堺市が受けた復興予算は何に使われているか、市民に知らせてください。
15. 過労によりうつ病などの精神的な病気になった方は30代が最も多く、労災認定がされたケースの3割を占めています。女性への差別、職場内での嫌がらせ、いじめ、上司とのトラブルといった対人関係が原因と考えられ、職場でのメンタルヘルス対策が重要であることから、堺市も企業に対する取り組みを進めてください。
16. 商店街の活性化について。例えば山之口商店街に堺産の農作物販売所を設置したり、映画館や図書館などにより、子どもから高齢者が集う活気のある堺の商店街にしてください。
17. 女性の職業生活への影響を配慮して、採用や教育訓練等を行い、個人の個性と能力が十分に発揮できるよう取り組みを充実させるよう企業に求めてください。

建設委員会審査分

18. 泉北ニュータウン再生に関して。

泉北ニュータウンは少子高齢化が進んでいることから、子育てや医療に関して、安全・安心のまちづくりを進めてください。アスベストや公園の六価クロムの事案を教訓として、三原台建て替えをはじめとした事業について、住民の意見を取り入れ、安全・安心のまちづくりを進めてください。
19. 国土交通省は、鉄道各社に対し、ホームドアの設置など対策を急ぐように指示しました。南海鉄道は、無人駅があります。障害者対策や視覚障害者、高齢者、子ども、市民が安全・安心に生活できる対策を進めてください。
20. 堺市の水道水では、鉛管と呼ばれるものはありませんか。この鉛管から水道水が、溶け出すおそれがあります。国は、鉛管の使用を禁止している。鉛は、子ども達、妊婦が、長期間大量にとると、視覚、聴覚に支障が出ると思われる。堺市は、鉛管について調査し市民に知らせてください。

文教委員会審査分

21. 次のような新しい図書館を求めます。

子どもたちに本を読ませることで、命や歴史を大切にする図書館にしてください。
親子での読み聞かせを、毎週日曜日に各区で実施してください。
22. 小中学校と高校を対象とした子ども達の暴力行為の実態を調査した件数、全国、5万6,963件の内大阪府、9,785件は4年連続で最も多いです。その中で堺市は、一番です。生徒同士の暴力行為が5,800件、学校の器物損壊800件、対教師暴力、1,900件、堺市は件数をへらすよう取り組みを進めてください。

学校、教育現場における暴力が、堺市では多いです。小中学校が崩壊している。不登校多いです。教育委員会は人の命の大切さを教える教育制度をこしらえてください。

23. 堺市は、来年度から先生の数を減らす検討をしてください。財務省は公立の小学校、中学校の教職員の定員について子どもの数が減るのに伴い、今後10年間でおよそ4万9,000人、削減する案まとめ文部科学省に求めました。堺市は、17人に1人の先生です。

小中一貫校をすすめ、先生の数をへらすことを求めます。

18歳選挙権については学校先生に、中立な教育をお願いします。

堺市は、小中学校の生徒、先生の現在の数を、文章で知らせてください。

24. 堺市は、中学校給食来年度からします。過去に冷凍食品を食べ、病原性大腸菌 O157 が検出されました。9,000人となりました。赤坂台中学校でも検出されました。市民に事実を知らせてください。小学生給食にも、異物事件、支援高校でも今年、たくさんあります。自己責任ではなく、安全対策、業者が、するべきです。又、障がい児への給食を、考えてください。アレルギーについても十分研究してください。お願いします。

受理年月日 平成28年11月8日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長 藤田 槇知子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化によりますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 政府はカジノ誘致で観光の地域振興とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。カジノ誘致に名乗りを上げている大阪府に対し、堺市として反対表明の声を上げてください。

2. 自衛官募集の広報掲載並びに自治会での回覧をやめてください。

3. 平成 31 年 10 月から実施予定の消費税 10% への引上げ中止を、政府に申し入れて下さい。

前回陳情書の回答で、「平成 27 年度の消費税増税分（5～8%）は社会福祉関係費として約 32 億円、社会保険関係費として約 32 億円、保健衛生関係費として約 9 億円」とありますが、市民が身近に福祉が豊かになったと感じられません。具体的にどのような費用かお示してください。

また、この増税分は、本来市の施策として予算から賄うべきものではないでしょうか。

市民人権委員会審査分

4. 原子力発電所は人類と共存できません。堺市がよく対応されていることは承知しています。

が、今すぐ廃炉にするのが最善であると考えます。次のことを要望します。日本の原子力発電の廃止を国に求めて下さい。

5. 「非核平和都市宣言」決議の市として堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお願いいたします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いいたします。

2015年度に行われた後援や協力をお知らせください。

6. 「安全保障関連法」の廃止を国に要望して下さい。

健康福祉委員会審査分

7. 生活保護制度を守り、所得基準の引き上げを国に要望してください。
8. 国民健康保険料の近年の引き下げに感謝します。さらなる引き下げを要望します。また「広域化」に参加しないで下さい。
9. 介護保険料引き上げの見直しをお願いします。
10. 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけてください。
11. 乳がん、子宮がん検診を毎年に戻すことを要望します。また、無料クーポン発行の拡大をお願いします。若年層の検診率を高めるための啓発も引き続きすすめてください。
12. 特定不妊治療の更なる補助と不妊に悩む方への年齢制限をしないよう引き続き国に要望してください。

産業環境委員会審査分

13. 堺市独自の持続可能な自然エネルギーへの転換施策を、一層推進されることを要望します。又、その推進の現状を広報などで、市民に知らせて下さい。
14. 国民の命と国の存亡を脅かす TPP 協定書に批准しないよう国に強く要望してください。前回陳情書の回答で「TPP がもたらすチャンス」とありますが、具体的にお示しください。

建設委員会審査分

15. 近畿大学医学部病院の泉ヶ丘地区移転にあたっては、市の施策として、梅地区に何らかの医療施設を存続させる方向で検討してください。田園公園は今のままで残してください。現段階の進行状況の説明会を早急に開いてください。
16. 上下水道料金の更なる値下げを要望します。

文教委員会審査分

17. 小・中学校給食は教育の一環として自校方式での実施をお願いします。

18. 卒業式・入学式での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないでください。憲法 19 条に規定されている思想及び良心の自由を侵すことになるのではないのでしょうか。
19. 平成 29 年度からの権限移譲にあたっては加配定数の活用をして、小・中学校全学年の 35 人学級を実現してください。正規教職員の増員も引き続き国・府へ要望してください。
20. 就学援助制度の所得基準を引き上げてください。また、小学 6 年生で、就学援助を受けている児童に対し、中学入学にかかる費用を 6 年生に在学する間に、援助または貸与する制度を早急に作ってください。強く要望いたします。
21. 授業アンケートを中止してください。
22. 南図書館母分館、美木多分館の開館時間を、仕事帰りにも利用できるよう、南図書館や堺市駅前分館と同じにしてください。
23. 放課後児童支援を、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行ってください。来年度よりの「3 年ごとに指導者が変わる事業者選定」を、撤回してください。
児童館の設置をぜひお願いします。
24. 市としてチャレンジテストに参加しないで下さい。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福 山 征四郎
林 広 彦
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

小規模企業振興基本法に基づき中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達、民主商工会（民商）は、堺市内で営業し、暮らす中小零細業者が加盟する業者団体です。堺市では堺北、東、南、美原狭山と4つの事務所を持ち、約1,600名の会員が所属しています。長引く不況の下、消費税増税などもあり、中小零細業者の営業状況は悪化し続け、それは最新の経済センサス調査における、個人事業所の大幅な減少を見ても明らかです。しかし、政府による「アベノミクス」を始めとする大企業中心の経済政策では、地域社会の要である中小零細業者は見捨てられ、堺市を始めとする地域の経済や市民の交流は失われようとしています。

堺市を健全に発展させるという観点に立って、地域循環の社会をつくるために以下の要望をさせていただきます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. マイナンバー制度は市民にとってメリットはなく情報流出やなりすまし犯罪の危険があり、対応が不可能な事業者に罰則と管理実務を押しつけており、マイナンバー制度の廃止を国に要望し、利用拡大に反対する事。堺市の諸手続きにおいて、マイナンバー未記載であったとして

も、混乱が生じないように最大限の配慮し手続きを行う事。マイナンバーが無用の書類には、当然目的外利用となるため、マイナンバー欄をつくらない事。

2. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、また立憲主義の立場に立って、憲法を守り市政や業務に活かせるように教育を行うこと。
3. 個人情報の流出危機を招くため、特別徴収などで事業所に送付する通知書などの従業員の欄に、今後絶対にマイナンバーの記載をしないこと。
4. 小規模企業振興基本法の理念に基づき、建設業の地産地消にもつながる、100万円以下の小規模（修繕、改修等）工事契約希望者登録制度の創設すること。制度実現のために、産業振興局と財政局の部署を超えた連携を図ること。
5. 所得税法56条は、白色申告者を差別し、家族事業従事者の給与を認めず、女性の人権を蹂躪する前近代的な憲法違反の規定であり、堺市でも自治体として意見を積極的に上げ、国による憲法違反を見逃さず廃止するように国へ働きかけること。
6. 申請に基づく地方税の換価の猶予制度を、できるだけ納税者の負担軽減になるように使いやすい内容にする事。またその通知を徹底し、納付相談に当たっては納税者が活用できるようにきちんと説明すること。
7. 経済低迷につながり、赤字の中小業者にも納税を強いる消費税増税、何の負担軽減にならない税率据え置き軽減税率、中小業者に多大な実務負担を強いて、免税業者の取引排除を招く適格請求書（インボイス）制度の導入など、国が行おうとしている不合理な税制に反対を表明すること。

健康福祉委員会審査分

8. 国民健康保険の広域化に反対し、堺市独自の料率によって国民健康保険料を更に引き下げる事。また、国民皆保険制度と生存権を侵さないという観点から、資格証明書、短期保険証の発行は一切行わず、減免制度を積極的に定める事。広域化による、保険料率や減免制度に府内統一をせず、各市町村の独自制度を保持するよう府に意見すること。

産業環境委員会審査分

9. 現行の政策である、堺市マスタープラン、堺市産業振興アクションプランは、小規模企業振興基本法の内容に記された小規模企業（特に従業員0～4人規模の）への理解・支援がほとんどなく、一部の発展的企業への支援の偏重が見られる。そうではなく、地域経済の基幹をなす「普通の、小さな」零細業者に対する悉皆調査を行い現状把握に努め、支援していく新たな政策やアクションプラン改定に反映させる事。同様の理由から新たに小規模企業振興基本条例を制定すること。

10. 小規模振興基本法に則り、堺市が新たに策定した振興策を市内の事業者及び制度にかかわる市民に平易に伝える事。また、それらの政策・支援を充実させるため、市民参加の委員会を設置すること。その運営を特定の官制団体・企業などにまかせきりにせず、堺市が責任を持って、さまざまな団体の代表者が参加できる運営にすること。
11. 住宅リフォーム補助制度を、現行の「耐震・省エネ・防火・高齢者・障害者・太陽光発電」に限らない、幅広い堺市民が申請しやすい簡素な制度として実施する事。かつ、市外の事業所が受注するのではなく、市内の建設業者が受注して地域経済の循環になる制度にすること。市内の個人商店や工場などの小規模業者の振興につながる、事業所設備・改装の補助制度をより充実する事。また地場の雇用促進につながるよう、現行のジョブステーションや国の雇用保険関係助成金などの制度も活用しながら、地元雇用・最低賃金引き上げに取り組む中小業者へのさらなる助成制度を充実させること。
12. 中小企業の創業や資金繰りの要求にこたえるため、市独自の補助金制度や、現行の保証協会制度との連携を含む無担保無保証融資などの制度を充実させること。また、信用保証制度において、金融機関の貸し渋りにつながる政府や大阪府による部分保証化に反対し、金融円滑化につながる公的な完全保証制度の実現へ希望を表明すること。
13. とくに問題のない飲食店を摘発し、料飲街を壊滅させる過度な風営法の取締り（お酌・談笑などの接待だけで検挙する、など）を行わないよう、自治体として地元の警察に申し入れる事。もし過度な摘発が見られた場合は、直ちに抗議し撤回させること。
14. 鉄砲町イオンモールなどの大型店の地域経済への影響を調査し、地域経済やコミュニティを破壊する大型店の野放図な出店撤退への規制を強めること。
15. 全くの経済波及も雇用効果も生まず堺市財政のマイナスとなった、元シャープ（現堺ディスプレイプロダクト）工場誘致のための不合理・不平等な減税を止め、これまでの減税分の返還を求めること。府に対しても補助金の差し止めを求めること。今後、失敗だらけの大企業誘致を行わず、中小零細企業向けの工場店舗などの固定資産税減税のような援助による産業振興に切り替えること。

建設委員会審査分

16. 現行の耐震改修制度についても、防災の観点から耐震改修促進法に限定されない耐震改修が必要とされる、現行以上の建設物を対象とすること。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市生活と健康を守る会
会長 菅野 泰介

平和と民主主義・くらしと健康を守る 2017 年度予算陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、市民の福祉と健康、くらしと営業を守るため努力されていることに敬意を表します。

政府が成果を強調するアベノミクスは、開始から 3 年半以上たっても効果が表れるどころか、一昨年 4 月の消費税増税による消費の落ち込みが長引き、マイナス成長など不安定な状態を抜け出ていません。

国民の生活は、消費税増税による負担増に加え、年金支給額の引き下げ、医療費や介護の自己負担増、さらに生活保護基準の 3 度にわたる引き下げ、住宅扶助の引き下げなど、相次ぐ社会保障制度の削減で、格差と貧困がますます深刻になっています。

さらに大阪は、沖縄に次ぐ貧困率の高さとなっており、大変な状況になっています。

こうした情勢のもとで、地方自治体として、大型開発を優先するのではなく、住民の福祉と健康、くらしと営業を最優先の課題として取り組むことが、これまで以上に求められています。

以上の理由から私たちは、堺市が「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 期限付きなどの非正規雇用はやめ、堺市の職員はすべて正規雇用とすること。
2. 中小企業対策について
中小企業向けの公共事業を増やすこと。

健康福祉委員会審査分

3. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること。

- ① 国民健康保険の広域化に反対すること。
- ② 一般会計から繰り入れを大幅に増やし、保険料を引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ③ 保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ④ 国民健康保険一部負担金の減免制度を更に使えるものに拡充し、市民に周知徹底すること。
- ⑤ 滞納者への資産の差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ⑥ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯にあつては免除とし、生活保護基準の1.5倍までは漸減方式で減額すること。
- ⑦ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。

(2) 国に対して要求すること

- ① 国民健康保険の広域化をおこなわないこと。
- ② 国庫補助金を大幅に引き上げること。
- ③ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。
- ④ 国が実施した70歳～74歳までの医療費窓口負担1割から2割への負担増を元に戻すこと。
- ⑤ 納入率の低下による交付金減額措置をやめること。

4. 介護保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること

- ① 6期事業では、利用者・家族の声を積極的に取り上げること。また、要支援1・2の介護サービスを保障すること。
- ② 介護保険料の減免基準の引き上げをおこなうこと。また、利用料の低所得者減免制度をつくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。
- ③ 介護保険料減免の認定にあたっては、資産申告書はとらないこと。
- ④ 政令市でトップクラスの高い保険料を引き下げするため、堺市の介護給付費準備基金を取り崩し、一般会計からの繰り入れも行い、市民負担を軽減すること。

⑤ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。

⑥ 特別養護老人ホーム入所者のホテルコスト、食事代の上乗せをやめ、低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。

(2) 国に対して要求すること

介護保険料・介護利用料を軽減するために国の公費負担分を増やすこと。

(3) 大阪府に対して要求すること

大阪府がため込んでいる介護保険財政安定化基金を取り崩して、府民負担を軽減すること。

5. 公費負担医療制度の拡充について

(1) 堺市として次のことを実施すること。

① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。

② 子どもの医療費助成制度は、一部負担をなくし高校卒業まで無料とすること。

③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。

④ ひとり親医療の所得制限をなくし、通院も含めて高等学校卒業まで実施すること。

⑤ 入院給食費の助成は、低所得者にもおこなうこと。

(2) 大阪府のひとり親・乳用児・障害者・老人医療助成制度・一部負担金助成制度を無料に戻すよう自治体として大阪府に要求すること。

6. 医療体制・医療制度の改善について

(1) 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。

(2) 「特定健診」の項目を拡充し、胃ペプシノゲン、前立腺がん、大腸がん、骨密度、脳卒中などの検診を無料にすること。

(3) 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無料とすること。

(4) インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。

7. 低所者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること。

(1) 低所得者や生活保護世帯に対して、年末一時金、夏期一時金をそれぞれ保護費の1ヵ月分を支給すること。

(2) 「小口更正資金」の貸付金額を50万円に引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引き下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。

(3) 高齢者、障害者向けの「住宅改造資金」の貸付枠を拡大すること。

8. 高齢者と障害者対策の拡充について

(1) 健康で働く意欲を持った高齢者、障害者に対して、働く場を保障するための共同作業所、

訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。

- (2) 作業所などへの補助金の増額をおこなうこと。
- (3) 障害者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。
- (4) 障害者の歳末見舞金制度や高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。
- (5) 在宅高齢者や重度障害者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- (6) 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようにすること。

9. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

- (1) 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。
- (2) 保育所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- (3) 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病児保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

10. 安定した仕事と賃金の保障

- (1) 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。
- (2) 堺市独自の求職相談窓口をつくり、失業対策を強化すること。
- (3) 中小企業対策について
 - ① 地場産業の振興育成をはかること。
 - ② 制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

11. 高齢者の「おでかけ応援バス」については、毎日、無料で利用できるようにし、生活保護世帯・障害者世帯にも拡大すること。
12. 上下水道料金の引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

文教委員会審査分

13. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求。
 - (1) 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。

(2) 就学援助制度の改善要求について

- ① 就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、給付内容の改善をおこなうこと。
- ② 国の基準より引き下げた入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げること。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
- ③ PTA会費、生徒会費、クラブ活動費は実費支給すること。
- ④ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するように国に働きかけ、当面、堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
- ⑤ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく、完治するまで有効とすること。
- ⑥ 国に対して次のことを強く要求する。
 - (イ) 就学援助制度の国庫負担の削減を元に戻し、補助金から負担金に改め、補助率を3分の2に引き上げるように改善をはかること。
 - (ロ) 自治体への交付基準による適用の締め付けに反対すること。
- (3) 学校給食のセンター方式による民営化計画をやめ、完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小学校、中学校とも実施すること。また、全校に栄養士の配置をおこなうこと。
- (4) 小学校から高校まで、障害を持った児童が安心して校内活動、移動ができるように、すべての学校にバリアフリーやエレベーターの設置をすること。また、通学路、駅などのバリアフリーやエレベーターの設置を事業者に要求すること。

受理年月日 平成28年11月14日

児童発達支援センターの充実について

陳情者 堺市堺区

五園さくらの会

酒井夕紀 他 21,379 名

障がいを持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

平成 31 年開園予定の「児童発達支援センター新第 2 もず園 (仮称)」(現第 2 もず園とえのきはいむが合併) の建て替えが今年 4 月から開始されました。建て替えに伴い仮園舎での生活となり、従来の園生活から大きく変化しています。敷地内に工事現場がある療育環境は、環境変化に敏感な障がいのある子どもたちにとっても保護者にとっても不安が付きません。年々正規職員が減少し臨時職員が増加していますが、障がいをもつ子どもたちにとっては継続性のある正規職員の配置こそが安定した療育環境に繋がり必要不可欠となります。建て替え後は、児童発達支援センターとして他市でも例を見ない利用定員 130 名の大規模な施設になります。長年療育に力を入れている政令指定都市として、予算縮減の運営を進めることなく現状の問題を見直し、適正な予算を捻出させていただくとともに、今後も公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営と療育水準の維持及び一層の向上が図られることを切に願います。

<陳情事項>

1. 療育水準を低下させないよう、園児対保育士 (児童指導員含む) の比は正規職員で 3:1 を厳守してください。
2. 通園バスの長時間乗車や自宅から離れた乗降場所は園児の負担になるため、バス台数が確保できる運営予算を捻出してください。
3. 医療型児童発達支援センターに通う子どもたちの単独通園を一日でも増やせるよう職員体制を保障してください。
4. 新施設完成に至るまでの間にも、災害への危機管理や仮園舎での生活を含め、子どもたちの

安全の確保が図られるよう必要な対策を講じてください。

受理年月日 平成 28 年 11 月 10 日

子ども・子育て支援新制度について

陳 情 者 堺市北区
堺保育運動連絡会
会長 山 部 聡

子ども・子育て支援新制度の充実を求める陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成育のためご尽力、頂き誠にありがとうございます。

2012年8月参議院本会議において子ども・子育て支援新制度関連3法が可決・成立しました。

それにともない国は2013年4月より、内閣府の中に「子ども・子育て会議」を設置し準備をすすめてきました。2014年4月30日には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」他3本の府令、省令が公布され、5月26日の「子ども・子育て会議」では消費税「0.7兆円の範囲で実施する事項を反映させる前の仮単価」が公表されました。これらの内容を踏まえて同年、堺市においても、子ども・子育て会議を立ち上げ、新制度実施にあたり『堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』『堺市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例』『堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』のパブリックコメントが行われ、6月議会で可決されました。その内容は国の府省令をそのまま堺市の条例にしたので、小規模保育事業C型では、「研修を受けたものが保育にあたる」と無資格者だけの保育を可能にしてしまったのは残念です。「子ども・子育て支援事業計画(案)」に対してのパブリックコメントでは市民(子育て世代)の関心も高く、意見提出人数582人、意見件数2,820件もの意見が寄せられ、子ども・子育て会議の中でもその関心の高さは取り上げられていました。

2015年4月、いよいよ「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。制度の大枠は決まって進み始めたものの、まだまだ詳細は国が方針を示していないものもあり制度としては不十分で

す。これからさらに市としても細かい部分をつくっていかねばなりません。堺市でも「子ども・子育て支援事業（案）」をもとに新たに子ども・子育て会議のなかで、子ども・子育て会議で事業計画の進捗状況や見直しをしていかれています。しかし、1月27日に出された「公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行（案）」はあまりにも拙速でした。国の動きを検証せずいち早く取り入れていく堺市の施策の危うさを感じました。公立保育所の保護者に向けての説明会も行われ一定の不安や疑問が解消されたかと思いますが潜在的なものはまだあると思われます。その不安や疑問に答えて納得したうえで進めていくように十分配慮し、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。そして、この「子ども・子育て支援新制度」が更に良いものへとようになっていくように、堺市としても「子育て日本一」とうたっている竹山市長の下、より良い制度にし、全国に堺市の子育てへの積極面をアピールされるよう、子育てする私たちの声や現状を伝え改善点を提案させていただきたく下記の項目について陳情します。

<陳情事項>

1. 平成28年度4月1日時点での待機児童数は16人です。今後も待機児解消については児童福祉法第24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、保育所（園）の創設や増改築をおこなってください。また、前回の陳情書で質問させていただきましたがお答えのなかった、待機児としては数えられない未利用者556人についての保育の必要性を堺市はどのように考えているのか教えてください。
2. 保育所（園）は児童福祉法第24条1項の「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」とあります。また、認定こども園については児童福祉法第24条2項「市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」という法律が関わってきます。この児童福祉法第24条の1項と2項では「保育をしなければならない」という文言が「必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」という文言に変わり市の直接的な責任が薄れてしまいます。堺市の中で公立保育所も認定こども園へ移行していき、民間の認定こども園が大多数を占める中で、この保育実施責任が法律的に薄れることをどのように考えているか教えてください。
3. 昨年度より、子ども・子育て支援新制度が導入され国・府・市の保育に関わるお金の流れが

変わりました。今まで運営費という名目が給付費に変わり、認定こども園へ移行した施設について国からは、今までどおり2分の1の給付費ですが、堺市は2分の1から4分の1に減り、府が残りの4分の1を負担することになっています。堺市では大多数が保育園から認定こども園へ移行し、幼稚園からの移行は少数で止まっています。そのことを考えると堺市としての給付費の額は2年前より減っているのではないかと考えられます。昨年度の大阪府からの給付額を教えてください。また、堺市が出す給付費の額が減っている場合、それが何に使われているのか具体的に教えてください。

4. 今年度、第3子以降の多子世帯に対して、堺市独自の子育て施策として第3子以降の子どもに対して2歳児クラスまで保育料を無料にしました。これは少子化にストップをかける意味のある思い切った施策です。この施策の上限年齢を引き上げ、さらに拡充してください。
5. 乳幼児の子どもたちはまだまだ未熟な体により抵抗力も弱く、発熱しやすく感染症にもかかりやすくなっています。子どもたちの急な病気に対し、親は仕事を休み看病して、我が子の体を休ませてあげたいと思う反面、仕事への責任の重さより休むことができず、長く続く休みのため、退職を余儀なくされる場合も多々あります。そんな現状を踏まえ、病児保育施設が今年度10月から西区に1か所開設、2016年3月からは堺区に1か所開設されています。私たちが声を上げてきたことが実現され嬉しく思っております。市としての取り組みに評価をしながら、まだ、利用したい方が利用できない現状が多々あると聞きます。堺市子ども・子育て支援事業計画にも示されているように平成29年度までに5か所の施設を計画通り設置をお願いします。そして、感染症の時期はどこも重なっており定員がすぐに埋まってしまいます。定員を増やせるような工夫をしてください。また、病児保育・病後児保育どちらの施設の数の充実をお願いします。高額な利用料についても市が施設に補助を出すなどして少しでも引き下がるようにしてください。
6. 来年度より公立保育所が幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって重要事項説明文と同意書を作り、保護者から同意を得なければなりません。2年前、新制度が始まる時にお示された重要事項説明文12.「利用にあたっての留意事項の(2)のイの①」にある、「その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な脱法行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。」という文言は、同意を取り直すにあたって抜いてください。もし、この文言が入ってくるのであればこの文言にある「脱法行為」とは何なのか、過去にそのような事例があったのか具体的に教えてください。
7. 6の項目に同じく重要事項説明文について、1号認定こどもについての文言を新たに新設しなければなりません。その中で、民間の認定こども園の重要事項説明文の内容を聞き取ると1号認定こどもが保育料を滞納した場合に退園という措置がとられるケースがあります。けれど、子どもには何の罪もありません。堺市が運営する公立の認定こども園においては、堺市が

堺市の子どもたちに責任を持つという観点から「保育料滞納での退園」という項目は作らない
ください。

8. 看護師等の雇用補助として民間保育園・認定こども園には月々5万円の補助しかでていません。医療的ケアが必要な子どもたちや体調の変化が激しく、重篤化しやすい乳児を預かる中で十分な補助とは言えません。公立保育所では看護師等の配置は常勤職員で週5日38時間45分勤務、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員で週4日30時間勤務となっています。民間保育園・認定こども園の看護師雇用補助の5万円では、明らかに公立保育所と民間の幼保連携型認定こども園や保育園とは勤務体系の差があります。公立・民間問わず、子どもたちが専門的にケガや病気の対応をしてもらえるように、看護師が同じような勤務体系をとれるように市として補助金のあり方を検討してください。また、民間保育園・認定こども園の看護師配置が概ね半数しか看護師を配置できない理由をどのように考えているか教えてください。
9. 保育士不足の問題について、色々な確保対策を堺市として行っていることを知り嬉しい限りです。しかし、保育士不足は改善されぬままきてしまっている現状も一方ではあります。堺市として保育士の現状不足の原因は「賃金が安い」ことや「職責の重さ」「事故への不安」があると考えられていますが、堺市の独自施策として保育士の処遇改善や職責の重さや事故への不安の改善策として行っているものがあれば教えてください。また、そのような施策があるのであれば保育士不足解消のため、更なる施策の充実とともに堺市で働く保育士の実態調査を行い、どのように改善されていっているのか把握してください。
10. 堺保育運動連絡会として上の項目で述べたような、堺市に対する子育て・保育に対する願いや想いを直接、竹山市長に聞いてもらえる機会をつくってください。

受理年月日 平成28年11月14日

公共料金の値下げについて

陳 情 者 堺市美原区

森 稔

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 平成 28 年度堺市健康保険料は、87,530、1 人当り法定外繰入額は 359 円で、大阪市は、74,192、1 人当り法定外繰入は 19,996 円です。堺市も大阪市なみに 74,192 円に保険料をさげて下さい。

平成 27 年度残高

決算は、平成 26 年度残高 1,736,170 千円 - 平成 27 年度赤字 1,508,188 千円 = 227,998 千円

不納欠損額 1,186,627 千円 + 収入未済額 6,890,250 千円

計 7,118,238 千円

①不納欠損額(時効 2 年)しない。

収入未済額を徴収して、保険料をさげて下さい。

2. 平成 26 年度堺市介護保険料 64,190 円から平成 27 年度 73,540 円 9,350 円 (14.6%) 値上げされました。

介護保険料は大阪府 41 市町村で 8 番目 (月 6,128 円) 14.6% 値上げして高いので値上げしないで下さい。

平成 27 年残高

決算は平成 27 年度収入 67,244,431 千円 - 平成 27 年度支出 66,391,390 千円 = 853,041 千円

不納欠損額 172,471 千円 + 収入未済額 592,652 千円

計 765,123 千円

①不納欠損額(時効 2 年)しない。収入未済額を徴収して、介護保険料を値上げしないで下さい。

建設委員会審査分

3. 平成 28 年度堺市水道料金 20m³で月 2,484 円で大阪市は月に 2,073 円で 411 円高いです。大阪広域水道企業団より 20m³を 1,500 円 (1m³ × 75 円 × 20) で仕入しています。

月に984円差額をえています。値下げして下さい。

決算は

平成26年繰越金 46億5,362万6,087円

平成27年純利益 14億7,420万9,041円

平成27年末残高 61億2,783万5,128円

水道庁舎

土地 50億4,282万9,380円

建物 65億6,525万9,104円

計 116億808万8484円

借入金

企業債 (長期1年以上) 262億2,941万807円

(短期1年以内) 15億677万2,834円

計 277億3,618万3,641円

不納欠損金 3,184万円 + 未収金 25億370万5,645円

計 25億3,510万5,645円

支払利息 5億8,865万5,590円 (2.12%)

①不納欠損金しない。未収金を集金して水道料金をさげて下さい。

4. 平成28年度堺市下水道使用料20㎡で月に2,824円で大阪市は月に1,252円で2倍以上の1,572円高いです。大阪府43市町村中2番目に高く大阪市なみに値下げして下さい。

決算は

平成26年度繰越欠損金 56億4,583万3,418円

平成27年度純利益 3億3,696万8,884円

(平成27年度退職給与引当金繰入額 4億1,210万円)

平成27年度未処理欠損金 53億886万4,534円

下水道庁舎

土地 326億5,406万9,657円

建物 178億9,051万7,788円

計 505億4,458万7,445円

借入金

企業債 (長期1年以上) 2,488億9,384万2,450円

他会計借入金 28億3,000万円

(短期1年以内) 157億1,778万4,199円

計 2,674億4,162万6,649円

支払利息 57億6,010万113円 (2.15%)

不納欠損金 3,263万1,000円 + 未収金 41億359万365円

計 41 億 3,622 万 1,365 円

①不納欠損金しない、未収金を集金して下水道使用料金をさげて下さい。

受理年月日 平成 28 年 10 月 30 日

視覚障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市堺区

堺市視覚障害者の生活を守る会

西 條 洋

視覚障害者施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より私たち視覚障害者をはじめ、市内に在住する障害者（児）が、安心して暮らせるために、諸施策の充実に向けて、ご尽力を賜わり厚くお礼申し上げます。

私たち堺市視覚障害者の生活を守る会は、これまで何度となく陳情を行ってまいりましたが、その中で、「情報障害者」と言われている視覚障害者に対して、音声機能を付加したソフト利用に対してご援助をいただき、様々な情報を得ることができつつあります。また移動の面におきましても、駅前をはじめ主要な交差点には音響信号機やエスコートゾーン、歩道には点字誘導ブロックの敷設を行っていただくことで、私たちの行動範囲も拡がりつつあります。

しかしながら、私たちにはまだまだ困難な面があります。つきましては、今後とも私どもが抱える様々な課題に対しまして、一つずつ実現していただけますよう以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 日常生活用具の中で、視覚と聴覚の重複障害者にのみ認められている点字ディスプレイを、点字を常用している単独の視覚障害者にも認めてください。

現在認められている音声化ソフトでは判読できない語句が多く、聴き分けることが困難です。点字で読むことで誤読は少なくなり、また、漢字かな交り文も読むことができるのです。「情報障害者」と言われないために、よろしく願いいたします。

すでに隣の大阪市や大阪府下ならびに全国の政令指定都市で認められており、認められてい

ないのは、千葉市・京都市と本市です。早期に認められるようよろしくお願いします。

2. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間 24 枚（往復 12 回分）をせめて 48 枚に増やしてください。

「移動障害者」と言われる視覚障害者にとっては、この枚数では安全に日常生活を送ることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

3. ガイドヘルパーの利用時間を 1 カ月 50 時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。

建設委員会審査分

4. 視覚障害者をはじめ誰もが安心して鉄道駅を利用できるように、大阪市営地下鉄御堂筋線全駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう大阪市交通局と連携して進めてください。

なお大阪府として、御堂筋線の延伸の北大阪急行線の各駅に可動柵設置のための予算化がされたと聞いております。

とくに試験的に実施されている 2 駅においては、利用者の安全が守られている事実をふまえて、本市においても市内の 3 駅については、北大阪急行同様予算化を行い、早急にホーム可動柵を設置してください。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺社会保障推進協議会
会長 今 田 光 俊 他 3,983 名

陳情の内容

個人消費が大きく冷え込み、貧困が広がっています。厳しい格差社会の下、社会保障制度の改悪が次々と実施されています。国の悪政の下、市民生活を守る砦となる自治体の果たす役割がますます重要です。私たちは憲法 25 条に基づき、堺市の社会保障の充実を求めて以下の事項の実現を 3,983 筆の賛同署名を添えて、陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 国民健康保険に関して

- (1) 基金を繰り入れ、保険料を引き下げること。特に子どもの多い世帯の保険料を引き下げること。
- (2) 医療費の一部負担金減免制度を広く市民に知らせ、改善・拡充すること。
- (3) 保険料の滞納世帯に対する機械的な差押え・短期保険証・資格証明書の発行を行わないこと。
- (4) 病気など特別事情があるときは、国の通知に基づいて保険証を発行し受診できるようにすること。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 来年 4 月から実施される新総合事業については、これまで通り専門職によるサービスを守り、充実させること。また、要介護 2 までの保険外しなど国の更なる改悪案に市として、強く反対すること。
- (2) 保険料を引き下げ、保険料の減免制度の拡充と利用料の減免制度をつくること。

3. 障害者施策に関して

(1) 堺市立総合医療センターを核とした「医療と福祉のネットワーク」の構想と進捗状況を示すこと。

(2) 市として重度の障害（強度行動障害や重症心身障害）があっても利用できる生活の場を確保すること。

4. 健診に関して

(1) 特定健診は、以前に実施していた『すこやか健診』並みの内容に改善し、無料にすること。

(2) がん検診の内容を充実させ、無料にすること。

5. 生活保護に関して

(1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障すること。

(2) 就労指導にあたっては、利用者の実態を踏まえ、一方的に就労を強要しないこと。

6. 子育て支援に関して

子どもの貧困対策として、子ども食堂を始め、学習支援など市としての対策を強化すること。

文教委員会審査分

7. 就学援助制度の適用基準の引き上げと中学校の自校式給食を実現すること。

8. 学童保育のびのびルームの詰め込み状態を早急に改善し、指導員の処遇改善をはかること。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日

大企業への優遇策について

陳 情 者 堺市北区

シャープ立地への公金の支出をただす会

代表者 長川堂 いく子

陳情の内容

裁判の判決において元シャープ、現在SDP社への多額な公金支出をはじめとする優遇策の権限は、すべて自治体の長の裁量権にあると判断されました。

今後も続く10年の長きにわたる優遇策の波及効果を私たち市民は全く実感できず納得できません。

外国資本の多国籍企業に税優遇を今後も続けるのではなく、その分市民の暮らしや社会保障・中小企業支援に使ってください。

市当局と議会の英断を求めます。

受理年月日 平成28年11月14日



近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会南区地域連絡会

代表 駒 田 堯

山 口 数 之

近畿大学医学部・附属病院の泉ヶ丘駅前への移転に関連した諸問題について

陳情の内容

いつも南区をはじめ地域住民の医療・健康や暮らしを守るためにご尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、私たち住民が安心して住み続けるためには、医療環境の充実は欠かすことができません。特に、高齢化してきているだけに切実です。

については、近畿大学医学部・附属病院（以下、新病院）が泉ヶ丘駅前に移転してくることについて、「立派な病院ができるのでは」との期待の声とともに、「どんな病院ができるのか?」「公園が大幅に削られ、せっかくの住環境が損なわれるのは困る」の声があります。加えて、梅・美木多駅前にある近畿大学医学部堺病院（以下、近大堺病院）が「閉院」の計画になっていることから、「困る」「せめて、診療機能だけでも残して」との切なる声が出されています。

近大堺病院は、前身である国立泉北病院の時代から、泉北ニュータウンの基幹病院として地域医療の大きな役割を担ってきた公的な病院であり、単なる一民間病院ではありません。私たち住民が、日ごろから頼りにしている病院であることは言うまでもありませんが、一般診療所の先生方も、日ごろの医療活動で連携する基幹病院として頼りにされています。文字通り、地域にとっては欠かすことのできない大切な病院なのです。その近大堺病院が「閉院」になってしまうとしたら、私たちは大変困ります。絶対に「閉院」しないでください。加えて、「前倒し閉院」の話まで出ています。絶対に困ります。

また、泉ヶ丘駅前に移転してくる新病院は、特定機能病院として「高度先進医療」を行うとされています。しかし、地域医療への貢献がどうされるのか定かではありません。加えて、新病院は、

「基幹災害拠点病院」との報道もあり、不安の声が出されています。

そこで、以下のことで陳情します。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘駅前に移転してくる新病院は、「特定機能病院として高度先進医療を提供する」とされていますが、地域医療への貢献がどうなるのか明らかにされていません。近大堺病院が担ってきた地域医療への役割を引き継いでください。加えて、新病院は、「基幹災害拠点病院」との報道もありますが、その計画内容を住民に明らかにしてください。
2. 近大堺病院（梅・美木多駅前）は、「閉院」ではなく、「診療機能の存続」をしてください。「前倒し閉院」は、絶対にしないでください。
3. 泉ヶ丘駅前に移転してくる新病院の内容や近大堺病院の今後については、その計画内容を住民に早期に示し、意見を踏まえてすすめて下さい。

受理年月日 平成28年11月12日

障害児施策の充実について

陳 情 者 堺市東区
堺の障がい児教育をよくする会
代表 鳥 居 洋 美
堺市西区
山 本 尚 恵

堺の障がい児教育の条件整備を求める陳情書

陳情の内容

貴市議会におかれましては、障がい児教育の教育条件の整備・充実にご尽力いただき感謝いたしております。

さて、昨年度、府立西浦支援学校が開設され、堺市東区と美原区、北区の一部がその区域となりました。しかし、この通学区域割りは発達や障がい特性、家庭や地域環境、交通機関の利用状況、今後の生活基盤等を考慮すると、堺支援学校・泉北高等支援学校に進学する他の堺市の生徒たちと比較して、明らかに不利益になるものでした。そこで、私たちは府教育委員会に通学区域割りの撤回あるいは変更、または調整区域の設定を訴えてきましたが、「特定の学校に集中するので調整区域は認められない」として願いは受け止めてもらえませんでした。

これらの問題は、そもそも堺市内に支援学校が足りないことが要因であるといえます。ほとんどの児童生徒が学業就業後も家族と住み、堺市内の就労先に通う現実をみれば、3年間だけを他市に通わなければならない今回の通学区域は、堺市の住民の願いを無視した施策といえるでしょう。

さらに、高等部だけの問題にとどまらず、百舌鳥支援学校と上神谷支援学校がすでに教室の不足に陥っているように、知的障がいの小中学部の学校も足りません。私たちが以前作成したプランが示したように堺市堺区と西区の臨海地域に、高等部を含めた小中学部のある知的障がいの支援学校の建設を、堺市が検討していただくようお願いいたします。

とくに、百舌鳥支援学校は校舎等の老朽化がすすんでいます。さらに運動場やプールなどの施設は、現在の在籍児童・生徒の発達段階などを考慮すると、とても見合ったものにはなっておりませ

ん。上神谷支援学校と比較してもその差は歴然です。早急な改善をお願いします。

また、多くの小中学校に配置されている介助員の継続任用と配置の問題は、支援学級の運営に特に支障をきたしています。介助員の数は、児童生徒数と学級数の増加に比して増員がありません。

その他、すべての障がい児の人権が守られ、ゆきとどいた教育が保障されるよう、以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 学校不足の現状をふまえ、政令指定都市として、堺区と西区等の臨海地域に、堺市立の高等部を含めた新たな知的障がい支援学校の設置を計画してください。
2. 百舌鳥支援学校の施設設備の改善のために抜本的な施策を計画してください。
3. 府立支援学校の通学区域割において、障がいや通学方法などの個々の事情に応じて学校を選択できる「調整地域校」の実施を堺市として府に要望してください。
4. 中軽度の発達障がいの生徒を対象とした高等部が通いやすい所がありません。堺市内の在籍数の少ない学校に、併設校として知的・情緒障がい児のための教育の場を作ってください。
5. 通級指導教室を大幅に増設してください。
6. 介助員を大幅増員し、4月からの継続任用ができるようにしてください。また、介助員の研修時間を学期に1回確保してください。
7. 障がいが重度の子どもが安心して地域の学校に通学できるよう、認定就学として合理的配慮にもとづく教育条件整備をすすめてください。一部の学校にあるような、学校行事に保護者の付き添いを強要させないでください。
8. 特別支援教育推進リーダーの学校内における位置付けや任務遂行の状況が、コーディネーターの分も含めて保護者にわかるようにしてください。

受理年月日 平成 28 年 11 月 10 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

金岡小学校のびのびルーム保護者会

代表 大 江 和 世

陳情の内容

平素は日々児童のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

以下はのびのびルームに児童を預ける保護者からの陳情項目ですので、是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. のびのびルームで過ごす児童たちが、のびのびと過ごせる環境を保障して下さい。

今年度、金岡のびのびルームには約 200 名に達する児童が在籍し、超マンモスルームになっています。専用プレハブの 4 部屋では、宿題をするのもおやつを食べるのも、雨の日に部屋で過ごすのもぎゅうぎゅうの状態、のびのびと過ごせる状態にありません。平成 27 年 3 月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局等より通知された「放課後児童クラブ運営指針」の第 6 章第 1 項でも施設及び設備には、「専用区画の面積は、子ども 1 人につきおおむね 1.65㎡以上を確保することが求められる。」と謳われています。その計算で考えると 1 教室概ね 64㎡なので 1 教室当たり 40 名となり、約 200 名に対して、プレハブ教室の 4 部屋では基準を満たしているとは思えません。せめて 5 部屋は必要です。金岡小学校においては、今年度の夏から大規模な校舎の建て替え工事が始まり、その事に伴いのびのびルームの部屋も影響を受けます。工事中、児童たちが安全・安心に過ごせるとともに、新しくなるルームが児童たちにとって、のびのび過ごせる環境を保障してください。

2. 建て替え工事に伴うのびのびルームに関する情報を、ルームの主任および保護者会に対して事前に公開し、要望を聞いて下さい。

校舎の建て替え工事に伴って、工事日程や工事中の安全配備、児童たちが安全・安心に過ごせる環境、限られた条件の中で少しでも快適に過ごせるような環境づくりをお願いいたします。

す。当面、工事の開始時期や工事中のプレハブの部屋については情報をいただいているようですが、工事終了後、新しくなるのびのびルームの部屋について、場所は何処になるのか、校舎の何階か、何部屋か、生活の場にふさわしい設備は保障されるのかなど、放課後児童支援員や保護者会に事前に情報を公開し、また、現場の要望も事前に聞いていただけるよう、お願いいたします。

3. 盆休み、年末年始の休業期間を短縮してください。

のびのびルームの夏の休業日は8月12日～8月16日、冬の休業日は12月28日～1月5日とありますが、この休業期間は保護者の就労実態と全く合わず、仕事にも支障をきたしております。

その結果、やむなく一人で留守番をさせたり、子どもたちだけで過ごす事が難しい家庭は、盆休みや年末年始の忙しい時期に職場の勤務を調整したり、ご近所の方にお世話になるなど、なんとか乗り切っていますが、非常に厳しいのが現状です。毎年、子どもだけで留守番をさせて不安だったという意見があります。

のびのびルームの休業期間を、保護者の就労実態に見合うように、夏は8月13日～15日、冬は12月29日～1月3日に変更していただきますよう、ご検討ください。

受理年月日 平成28年10月7日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける条例違反の過密状態に対する対策について

陳情の内容

これまでの経緯

前回9月9日の文教委員会での陳情・意見陳述において、①5年以上前から80名程度の専用教室2つに120名以上が詰め込まれてきたこと、②その間、市長及び市議会へ要望・陳情を行ってきたが詰め込みは解消されなかったこと、③当局は条例施行前から施行と同時に条例違反になることがわかっていたにも関わらず不作為により確信的にその状態を放置してきていること、④今年度は174名の利用者がおり基準の倍以上の詰め込みになっていること、⑤共用教室はほとんど使用できておらず市長会見における「条例違反解消宣言」以降も実際には条例違反は解消されていないこと、⑥来年度以降も共用教室確保の可能性はないことをご説明し、専用教室の増築もしくは別棟の建設による抜本的かつ早急な対策をお願いいたしました。

この陳情・意見陳述に対し、文教委員会から「当局に善処方」を要望していただきました。当局から当面の対応としては「専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより」「面積基準を遵守してまいります」との回答をいただきましたが、以下に示す通り当局の現実の対応は回答とはかけ離れています。また、抜本的な対応としては「今後、校舎改築により整備してまいります」とのことで事態の切迫性・緊急性に対する認識に欠けた回答しかありませんでした。

過密化が招いた現在ののびのびルームの問題

現在、2年生の大半の児童は授業が終わってもすぐにはのびのびルームに来ないと聞いています。ぎゅうぎゅう過ぎてのびのびルームに行きたくないと言っているのです。保護者の中にはクラス担

任に対して教室に残って宿題をさせてあげてほしいと直接お願いしている方もいるようです。子どもたちが教室に残っている間、担任がずっと教室にいるわけではありません。当然担任には下校指導を含めた本来業務があるためです。その間子どもたちは誰の責任下にもありません。何か問題が発生した時に誰の責任で対応するのでしょうか。また、その空白の時間帯が発生することで、のびのびルームの出欠の確認が遅れてしまい、のびのびルームに来るはずの子どもが来ていなくてもその事実が判明するのが遅れてしまいます。万が一子どもが勝手に外へ出て行ってしまってもわかりません。その間に事件・事故に巻き込まれたら取り返しがつきません。そういった責任は一体誰が取ってくれるのでしょうか。

また、怪我やケンカも頻発しています。狭い空間に大勢の子どもが詰め込まれることは、建設予算の明許繰越しを行うなど地方自治法上認められた制度で解決でき、3年かかる理由にはなりえません。設計・建設にかかる期間にしても、校舎全体を増改築するのに要する期間が3年である以上、専用教室の増築・別棟建設に3年かかるとは到底考えられません。また場所の問題についても触れられましたが、現在の専用教室と体育館の間のスペースにある百舌鳥山や遊具を一旦撤去することや、備蓄倉庫を移設することで問題なく建設場所は確保できるはずです。予算・工期・場所について以上のような対策を当局に提案しても、回答はありませんでした。

当局との協議（今後の対策について）

さらに、百舌鳥小のびのびルームの今後の利用者数について聞くと、5年後には今の1.3倍、約230人になる予測とのことでした。共用教室が今よりさらに2つ必要になるということです。共用教室確保の見通しについて聞くと、学校全体の児童数の増加もあり確保は難しくなっていくとのこと。今でさえ十分な共用教室が確保できていない中では、共用教室での対応は実現可能性がないのではないかと問うと、隣接利用について言及がありました。つまり共用教室が確保できない場合は、隣接校区ののびのびルームに通わなければいけない子どもが発生するということです。そうなると、移動中の子どもの安全の問題も発生してくるでしょう。不安を感じ就労を躊躇う保護者も出てくることでしょう。保護者の就労対策としての放課後児童対策事業の本来の趣旨をないがしろにする本末転倒な対応です。百舌鳥小学校区の子どもの保護者だけに、それほど過大で不公平な負担を押し付けてでも、なお3年待たなければならないのでしょうか。到底納得できることではありません。

最後に

堺市ののびのびルームの中で最も劣悪な環境にある子どもたちに少しでも早く条例に定められた「普通」の環境を整備するため、保護者から様々な提案をしているにもかかわらず、その提案が実現できない理由の説明を求めても何も回答できないのは一体なぜでしょうか。そこまでして現在の

既定方針である校舎増改築での対応にこだわる理由は一体何なのでしょう。市民の代表である議会においてその理由を追及していただき、当局に説明責任を果たさせるよう徹底した質疑を求めます。

<陳情事項>

1. 百舌鳥小のびのびルームにおける共用教室について、それが使用できていない原因とその対策について当局に説明を求めてください。また、保護者・当局・事業団の三者で協議する場を設けるよう当局に働きかけてください。
2. 来年度の共用教室について、学校の運営体制（教室配置）が決まる前に事前に学校と協議し、専用教室同様の使用が可能な教室を確保するよう当局に求めてください。
3. 堺市で一番劣悪な環境にある百舌鳥小のびのびルームの対策として、より早期にかつ抜本的に解決可能な専用教室の増築・別棟の建設ではなく、3年以上先の校舎の増改築での対応にこだわる理由について当局に説明を求めてください。
4. 来年度以降も望まない保護者・子どもに対して隣接利用は絶対にさせないようにしてください。

受理年月日 平成 28 年 11 月 14 日



放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 馬 場 光 義

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市の放課後児童対策事業では利用登録児童数が1万人を超え、のびのびルーム（以下「学童保育」という。）がますます子育て世代に必要とされていることが分かります。

9月議会において、のびのびルームの外部委託費が可決成立しました。残念ながら、堺市は利用者および指導員の声を聴くことなく、全利用世帯に文章にて運営事業者の選定方法の変更が通知されました。文章の内容に関し説明を求める利用者の声は2,000を超え、市長及び教育委員会に署名で届けましたが、説明会は実施する必要があるとの判断を下し、説明のないまま事業者選定が進められています。学童保育の利用者は、運営事業者が変わることにより指導員や子ども達の放課後生活が変わることに対して強く不安を抱えています。また、指導員は、3年毎に運営事業者が変わることで「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用が守られるのか、学童保育事業に対する堺市の方針が具体的に提示されない中、保育の質が維持されるのか、営利追及が求められる株式会社の参入により、賃金の低下や子ども達の教材費の圧縮で保育の質が低下しないか不安を抱えています。

堺市は学童保育事業の実施主体である以上、市民に対し説明する責任があり、民間企業に丸投げすべきではありません。

また、プロポーザルの選定基準の中に事業予算が含まれており、年々低予算化が進んでいます。これは継続的に安定した保育を提供するうえで大きな障害となっています。これでは保育の質が下がり、児童福祉としての目的からかけ離れたものになってしまいます。

学童保育事業を民間に委託するのではなく、堺市が責任を持ち、安定した質の高い継続的な事業にしてください。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護

者が安心して子どもを預けて働ける環境になることを願い、以下を陳情します。

<陳情事項>

1. 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」を実現するために、放課後児童対策事業の予算を拡充してください。
2. のびのびルームに関わる多くの方が不安を抱えています。堺市民に対して説明責任を果たし、不安を解消してください。
3. 他市では企業が運営費を利益としている実態があります。のびのびルーム事業の運営の明確化・透明化を図るために、運営事業者に対して収支報告の提出を義務付けしてください。
4. のびのびルームは、子どもとの安定的、継続的なかかわりが重要であり、その役割を担う放課後児童支援員を長期的に安定して雇用するために、3年毎に行う事業者選定を見直してください。
5. 支援の単位毎に、子ども達の健やかな放課後生活の場として、専用の施設（教室）を確保してください。
6. のびのびルームには、1校区に責任者として1人の主任指導員が配置され、利用児童数に応じた人数の指導員が配置されています。1校区1主任ではなく、支援の単位毎に、責任者として専任の放課後児童支援員を配置してください。
7. 支援の単位を45名ではなく40名にしてください。

受理年月日 平成28年11月14日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会

代表 前田久美

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

当ルームは、140名以上の児童が利用する超大規模ルームですが、自主学童運営の時代から指導員として働いている主任先生のもと、子どもを押さえつけない・共に楽しむ先生方が日々、奮闘してくれています。就労家庭を支える主任先生を慕い、卒業児童の保護者も子育て相談に来るようなルームで、子ども会と共に行事に取り組んだり、婦人部からは、お絵かき用の用紙を差し入れてもらったり、地域と密着し、子どもを中心に様々な保護者会活動を展開しています。

子どもにとって、信頼関係や一貫した保育が継続されることはとても重要なことです。また、当ルームには発達障害や配慮が必要な子どもが複数名おり、その子どもたちにとって、安心できる大人がいつもの場所で迎えてくれるという日常は心身の発達・成長に必要不可欠なことであると考えています。

20年以上続く当校のびのびルームのあり方、学校とのつながり、保護者との連携、何より子ども達と先生方との信頼関係を失いたくはありませんので、以下の点を陳情します。

<陳情事項>

1. のびのびルームの運営事業者は、堺市教育スポーツ振興事業団を選定してください。

受理年月日 平成28年11月14日



放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺市立新金岡小学校のびのびルーム
保護者会 代表 上 村 陽 一

陳情の内容

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者会です。我々にとって、学童保育所は保護者が安心して働き、子育てするためには必要不可欠な場所となっています。

この度、堺市が発表された「堺市放課後児童対策事業管理運營業務」に係る公募プロポーザルに関して、これまでの長年にわたる事業団による運営や、昨年より導入された地域でのプロポーザルの反省や評価もせず、利用者や関係者の声も一切聞かず、一方的に導入、公募されることに対して断固反対しています。

堺市として公的責任を果たし、共働きや一人親世帯の子どもたちに安全で豊かな放課後を保障すること、学校休業日に安全で安心な生活の場を保障することが求められています。毎年「のびのびルーム（留守家庭児童対策）」の入所希望者は増加し、市民のニーズの高い事業であることは明らかとなっています。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活・成長や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる3年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるようにしてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルについて、放課後児童対策事業（学童保育所：のびのびルーム）において、安上がりで3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし、民間のノウハウを取り入れる努力をし、利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることで、より良い事業を実施してください。どうしてもプロポーザルを実施するのであれば、業務委託の依頼者としての責任を全うすべく、これまでのプロポーザルの実施を利用者や関係者の声をもとに反省、評価し、以降の陳情項目を踏まえて実施、管理してください。また、どのような事業者が管理運営することになっても、これまでの事業が後退することなく円滑に実施できるように、依頼者として責任を持って管理してください。
2. 説明会の開催について、来年度からのプロポーザルの導入には反対しており、大きな制度変更にも関わらず進め方がどう考えても拙速であると思えます。仮に「実際には大きな変更がない」としても、無用な誤解・混乱・不安を利用者である保護者の間に引き起こしているのが現状です。2枚ものの文書による説明などではなく、説明会を開催し十分な説明を行い、現在ののびのびルームを利用している保護者および来年度からの利用を考えている保護者への説明の場、意見交換ができる場を早急に設けて下さい。
3. 指導員の労働条件について、指導員の労働条件を整備・改善することが、健康で長く働き続けられるのびのびルームを作り、ひいては子どもたちが安心して通えるのびのびルームになることだと考えています。現在、十分ではない労働条件の中でも、日々の声かけ、日常の対応など、献身的に頑張っている指導員の皆さんがあればこそ成り立っている状況です。複数主任制を導入し、指導員の常勤化、複数体制を作り、長く働き続けられるよう、職務内容に見合う、実態に合わせた労働条件になるよう早急に改善してください。また、より専門的な立場で子どもたちを保育できる人材確保ができるように努めてください。
4. 待機児童問題について、これまで新金岡小学校ののびのびルーム保護者会では待機児童の問題を様々抱え、行政とも交渉を重ねてきていますが、当初申し込みができなかった世帯や年度途中の申し込みの状況により待機になっている子どもや、どうしても利用の必要な子どもの中には、隣接校のルームへ通っている子どももいます。団地の建て替えも進み児童数増が見込まれ、「希望しても利用できないのではないか」「低学年が待機になるのは気の毒」などの思いから、利用が必要な状況であっても入所の希望を出せない家庭もあり、まだまだ問題は山積みです。昨今の社会情勢の中、学童保育のニーズは間違いなく高まりを見せており、希望するすべての家庭が利用できるよう、定員の設定や定員に見合った指導員の配置、子どもも指導員も保

護者も心身ともに健やかで安全なびのびルーム事業の推進を求めます。たくさんの子どもを少ない指導員で見るような安上がりな施策にはせず、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

5. 設備の充実について、ルーム全室にエアコンが設置されていること、水道設備が十分に確保されていることを基本としてください。特に今年度は、1人当たりの面積の不足分に共用教室を使用し、充足する対応措置でしたが、空調もなく、自由に使用する事が出来ないため、こども達が健康で快適に過ごすことが出来ません。また共用教室は、他の教室と離れているため、移動時の安全性や保育が円滑に行えないなど、様々な問題があります。保育に使用する部屋は専用ルームとし、こども達が安全・快適に過ごせるよう、また円滑な保育が出来るように教室の配置にも配慮したうえで、設備の充実を図って下さい。
6. 負担金について、堺市は大阪府内でも高い負担金（月額:8,000円＋おやつ代2,000円）であり、働きながら子育てをする家庭には大きな負担となっています。負担金の重さを理由に、必要であっても利用を控えている家庭もあります。負担を軽減してください。
7. おやつについて、子どもたちの体作りに大切な成長期の間食です。摂取カロリーや成分など健康面に十分留意し、市販の袋菓子だけでなく季節の果物や家庭的で温かみのある手作りのものを提供できるようにしてください。

受理年月日 平成28年11月14日

平成28年 第5回市議会(定例会)陳情書綴

平成28年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-16-0050